

# トラック奈良

# 8

トラック協会は事故防止・交通安全、  
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

[令和8年]2026

**No.388**



東大寺二月堂

公益社団法人 奈良県トラック協会

<https://narata.or.jp>

## 新たな防災気象情報リーフレット配布

日：令和8年7月13日(月)  
場所：十津川村役場



▲西岡防災対策課長（右）



新たな防災気象情報のリーフレットは、広報誌に同封して十津川村の全世帯に配布されました。



## 東吉野村 鍵谷 典秀 村長を表敬訪問

日：令和8年7月15日(水)

場所：東吉野村役場

奈良県トラック協会宇陀・吉野支部（小林 茂支部長）は、東吉野村役場 鍵谷 典秀村長を訪問しました。小林支部長は、「トラック運送業界は、厳しい状況であるが、常に輸送の安全を最優先課題としています。また、協会は事故防止・交通安全、環境対策、災害時緊急輸送を目的とした事業を行っています。」と説明しました。



▲鍵谷村長（左）



|                       |    |
|-----------------------|----|
| 新たな防災気象情報リーフレット配布     | 巻頭 |
| 東吉野村 鍵谷 典秀 村長を表敬訪問    | 1  |
| 奈良労働局安全衛生表彰式          | 3  |
| 京奈和自動車道建設促進奈良県民会議     | 4  |
| 災害物流専門家研修             | 6  |
| 運行管理者試験対策講習会          | 8  |
| 防災情報リーフレット配布(警察本部)    | 9  |
| 地域安全マップ配布             | 10 |
| 防災気象情報リーフレット配布(五條市役所) | 11 |
| 奈良県トラック協会 奈良支部会       | 12 |

|             |                    |       |
|-------------|--------------------|-------|
| ■ 近畿交通共済から  | 近畿交通共済からのお知らせ      | 13    |
| ■ 全ト協から     | 飲酒運転撲滅を目指して        | 14    |
|             | 軽油価格調査集計表(2026年5月) | 15    |
| ■ 奈ト協から     | 事業用自動車事故事例No.132   | 16    |
|             | KIT事業の案内           | 17    |
| ■ 奈良県警察本部から | 奈良県警察本部からのお知らせ     | 18    |
| ■ 奈ト協から     | トラックの構造上の特性        | 19    |
|             | お盆の休日のご連絡について      | 20    |
|             | 8月・9月の行事(予定)表      | 21    |
|             | 適正化事業・巡回指導報告書      | 22    |
|             | 近代化基金融資推薦申込み公募要綱   | 23    |
| ■ 陸災防から     | 重大な労働災害を防ぐためには     | 24    |
|             | STOP !! 熱中症        | 26    |
| ■ 奈良労働局から   | 奈良労働局からのお知らせ       | 27    |
|             | 荷役災害多発 !!          | 30～巻末 |

# 令和8年度 奈良労働局安全衛生表彰式

日：令和8年7月17日(金)  
場所：奈良労働局 別館会議室

奈良労働局（石崎琢也局長）において、安全衛生表彰式が行われ、地域の中で、安全衛生に関する水準が特に良好で他の模範であると認められる事業場に、奈良労働局長優良賞が贈られました。

- 優良賞 共栄社化学株式会社 奈良工場
- 優良賞 松塚・ハクリユウ・中作 特定建設工事共同企業体  
都市構造再編集中心支援事業榛原地域就学前施設等建設工事

石崎局長は、「多年に亘り、労働安全衛生に取り組んで頂いています。県内の労働災害の状況は、昨年は死亡者数は5人と前年より1人減少しました。本年6月末の死亡者数は前年比1名減の2人です。自発的な労働安全衛生の取り組みの中で、減少に向けて一層の努力をお願いします。」と、挨拶されました。

この後、奈良県労働災害防止関係団体連絡協議会の森島和洋会長が祝辞を述べられました。



# 京奈和自動車道建設促進奈良県民会議 令和8年度理事会並びに総会・講演会

日時：令和8年7月3日(金) 午後1時30分

場所：奈良商工会議所 5階大ホール

京奈和自動車道建設促進奈良県民会議（橋本 隆史 会長）が、令和8年度理事会並びに総会・講演会を開催しました。

主催者の橋本会長は、「京奈和自動車道は、極めて必要な広域幹線道路である。この道路は、物流の効率化或いは企業立地の促進、地域産業の発展に大きく期待されている。更に、災害時においても物流の機能を維持し、地域の安全・安心を与える重要な役割を果たしている。京奈和自動車道の全線開通は、本県の経済の更なる発展と競争力の強化に大きく寄与するものであり、早期実現を強く願うものである。」と挨拶しました。



来賓の山下 真 奈良県知事は、「企業立地も好調に推移しており、また、本県の宿泊者数の推移については、令和6年においては、統計開始以来最多ということで、宿泊者を北和から中南和へ誘導するためにもこの道路は重要である。」と祝辞を述べられました。



期待の声として、奈良県トラック協会 塚本哲夫会長が「所要時間の短縮・定時制の確保により、トラックドライバーの身体的・精神的負担が軽減、労働生産性の向上が図れ、大規模災害時には、救援物資輸送に活用できます。」と、意見発表しました。



## 講演会

テーマ 「京奈和道路の進捗状況について」

講師 ・ 国土交通省 近畿地方整備局 奈良国道事務所 所長 河本 敦  
・ NEXCO西日本関西支社 奈良工事事務所 所長 勘定 茂

## 要望書(案)

京奈和自動車道は、新名神高速道路等とともに関西大環状道路を形成しており、関西圏の経済活性化や地方創生、さらには国土強靱化の観点から極めて重要な道路である。また、奈良県においても南北軸を形成し、本県の地方創生、生産性の向上、地域経済の活性化などのストック効果を発現させるうえで、欠かせない重要な役割を担っている。これらの効果を早期に発現させるため、京奈和自動車道の早期全線整備に向け、次の事項について強く要望する。

一、国土強靱化実施中期計画を踏まえた関係予算については、激甚化・頻発化する豪雨災害等や、危機管理投資による強い経済の実現の観点も踏まえ、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で満額確保すること。

一、大和北道路「(仮称)奈良ICから郡山下ツ道JCT」間については、工事等の推進、供用目標の早急な公表を行うこと。特に「(仮称)大和郡山北IC(南側ランプ)から郡山下ツ道JCT」間については、「第一次国土強靱化実施中期計画」計画期間である令和八年度から令和十二年度までの五力年において供用目標を確実に公表すること。

一、大和北道路「(仮称)奈良北ICから(仮称)奈良IC」間については、トンネル工事の早期着手を図ること。

一、大和御所道路「橿原北ICから橿原高田IC」間については、橿原高田IC(大阪方面接続ランプ)の令和八年三月の開通に引き続き、本線の早期開通に向けて、工事を推進するとともに供用目標を早急に公表すること。

一、橿原高田IC以南の暫定二車線区間については、事故対策を講じるとともに、早期の四車線化整備を推進すること。また、御所南ICの早期フルIC化についても推進すること。

一、未整備区間にある国道二十四号については、供用までの間、渋滞緩和対策に取り組むこと。

これらの項目を踏まえ、日本列島を強く豊かにしていくため、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも計画的・長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源の創設等により、令和九年度道路関係予算の所要額を満額確保すること。

令和八年七月三日

京奈和自動車道建設促進奈良県民会議



# 災害物流専門家研修

日時：令和8年6月25日(木) 午前10時～  
6月26日(金) 午前9時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室

参加者：6名、オブザーバー：3名

## 被災地へのスムーズな物資輸送

地震や津波、台風や豪雨などの自然災害が毎年のように発生している我が国において、災害発生時に自治体職員と連携して活動できる災害物流専門家を養成するためのセミナーが開催されました。講師は(株)NX総合研究所 シニアコンサルタントの佐藤大二郎氏と同コンサルタントの佐伯剛氏。2日間にわたる講習を終えた参加者には修了証が手渡され、災害物流専門



家として全日本トラック協会のデータベースに登録されます。

研修の主な内容は以下の通りです。



▲佐伯 剛氏

1日目は東日本大震災などの支援状況などを織り交ぜながら、物資集積拠点の開設や運営・管理、物資輸送の準備・実施、さらには被災地の自治体との情報共有などについて、トラック輸送業界の視点からそれぞれのポイントを解説しました。

2日目は午前中、輸送と自治体対応について解説。午後は、オブザーバーの県職員も加わり、2班に分かれて実践的に課題演

習を行いました。演習1. は飲料水を例に保管面積を計算し、パレットの必要枚数を出すという内容。これによりトラックの台数を割り出すことができます。また演習2. では保管拠点でのレイアウトをグループごとに作成し発表しました。その際、天理市では市内の運送業者と自治体で災害時の対応や運賃につい



▲佐藤大二郎シニアコンサルタント

て協議の場を持つ機会があった旨の報告がありました。





▲課題演習に取り組む(Aグループ)



▲同(Bグループ)

## 支援物資拠点での課題について

過去の災害では、支援物資が物資拠点で滞留し、その先の避難所へ届かないことが繰り返し発生してきた。物資の需給調整、物資拠点の選定と運営、輸送車両の確保などが円滑に行われなかったことが原因。物資拠点のレイアウトにあたっては、ト

ラックの入口と出口を分けるなど状況や拠点の面積・高さ、床の耐荷重などに留意する必要がある。拠点の運営管理においては到着するトラックの受付や誘導を円滑に行えるかが重要。物資の保管については同じ品目は同じ場所にまとめつつ、複数エ

リアに分散することで車両の集中を防ぐことができる。また物資は床にベタ積みするよりパレットに積み直すことで効率的に作業することができる。さらに余震への備えや盗難対策も忘れてはならない。

## 支援物資の輸送等について

輸送の指示を出すのはあくまで自治体であり、災害物流専門家は指示内容に対しての助言・支援を行う。その指示に従い配車を行うのが職務。輸送車両の選択も重要。配車する際には被

災拠点の荷役環境を考慮して車両を選ぶ。特殊車両許可など輸送に関する法規制にも心配りをし、被災地の物資輸送では輸送ルートの確認も重要。災害発生時は現地の警察に問い合わせ

ても正確な情報が得られないことが多い。通行可能ルートの確認には「通れるマップ」などが活用できる。

## 自治体への対応について

災害発生時の自治体の支援物資に関連する体制は「統括」「物資」「物流」の3部門で構成され、災害物流専門家は物流部門で活動することになる。この中で拠点班、輸送班、拠点内業務班に

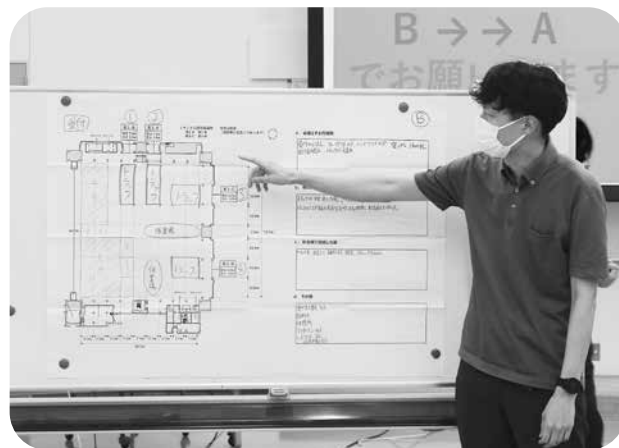
分かれる。

支援物資の物流では行政独特の支援物資の「単位」があることを把握していなければならない。例えばおにぎり1食はおにぎり2個のことである。その「単

位」は配送数量などを指示する自治体の「帳票」で使われる。支援物資の運賃については、早い時期に自治体と協議すべきである。できれば平時から話し合うようにしておくことが望ましい。



▲拠点のレイアウトを発表するAグループ代表



▲発表するBグループ代表

# 令和8年度 第1回運行管理者試験対策講習会

関係法令等の講習（5時間）

日 時 令和8年6月21日（日）10:00～16:00 出席31名（23社）

模擬試験の実施／解答、解説（5時間）

日 時 令和8年6月28日（日）10:00～16:00 出席32名（22社）

講 師：独立行政法人自動車事故対策機構 奈良支所 チーフ 向山 諒氏

令和8年度第1回運行管理者試験の合格を目指し、講習会を開催いたしました。

運行管理者試験は出題範囲が広く、合格の難易度が高いことで知られています。前回の合格率は全国で38.9%、奈良県で34.3%でした。受講者は試験に合格するため、真剣な面持ちで講習会に参加しました。



向山講師



講習会の様子

講習会後に実施したアンケートでは、受講者の8割以上から「大変参考になった」または「参考になった」との回答が寄せられました。

なお、令和8年度第1回運行管理者試験はC B T方式（Computer Based Testing）にて実施され、試験期間は令和8年8月8日（土）から9月6日（日）までとなっております。

## 昨年度の結果

令和7年度 第1回運行管理者試験（貨物）

|     | 受験者数   | 合格者数  | 合格率   |
|-----|--------|-------|-------|
| 全 国 | 25,318 | 9,428 | 37.2% |
| 奈良県 | 197    | 69    | 35.0% |

令和7年度 第2回運行管理者試験（貨物）

|     | 受験者数   | 合格者数  | 合格率   |
|-----|--------|-------|-------|
| 全 国 | 21,577 | 8,397 | 38.9% |
| 奈良県 | 178    | 61    | 34.3% |

## 運行管理者試験合格基準

総得点が満点の60%（30問中18問）以上かつ下表記載の必要な正解数を満たしていること

| 出題分野                                                | 必要な正解数 |
|-----------------------------------------------------|--------|
| ①貨物自動車運送事業法関係<br>②道路運送車両法関係<br>③道路交通法関係<br>④労働基準法関係 | 各1問以上  |
| ⑤その他運行管理者の業務に関し<br>必要な実務上の知識及び能力                    | 2問以上   |

# 新たな防災情報リーフレット配布

## 警戒レベルを確認して早めの避難行動につなげましょう

日：令和8年7月10日(金)  
場所：奈良県警察本部警備部



井澤敏和 警備部長は、「新たな防災気象情報は5月29日から運用開始されています。このリーフレットは、災害に対してとるべき行動がわかりやすい内容となっており、警察活動の機会を通じ、周知を図って参ります。」と話をされました。

## 地域安全マップ配布

日：令和8年7月10日(金)

場所：奈良警察署

奈良県トラック協会は、交差点事故の発生割合が高いことから、交差点事故防止のため「地域安全マップ」を作成、配布しました。

交差点事故の防止対策として、「右折時、対向車の陰にバイクが隠れていることがあるので、対向車が譲ってくれても油断せず、二輪車の存在を頭に入れて安全を確認しながら右折しましょう。」等と例示で記載しています。



奈良警察署交通第一課の三宅交通課長（写真右）は、「交差点事故を含む交通事故防止のため、交通安全教室や、会合、窓口等で配布活用します。」と話をされました。

# 新たな防災気象情報リーフレット配布

## ～防災気象情報がわかりやすくなりました～

(令和8年5月29日から運用開始)

日：令和8年7月16日(木)

場所：五條市役所

危機統括室の吉田淳二（写真右）次長は、

「新たな防災気象情報のリーフレットは、8月中に五條市の全世帯に配布します。」と話されました。



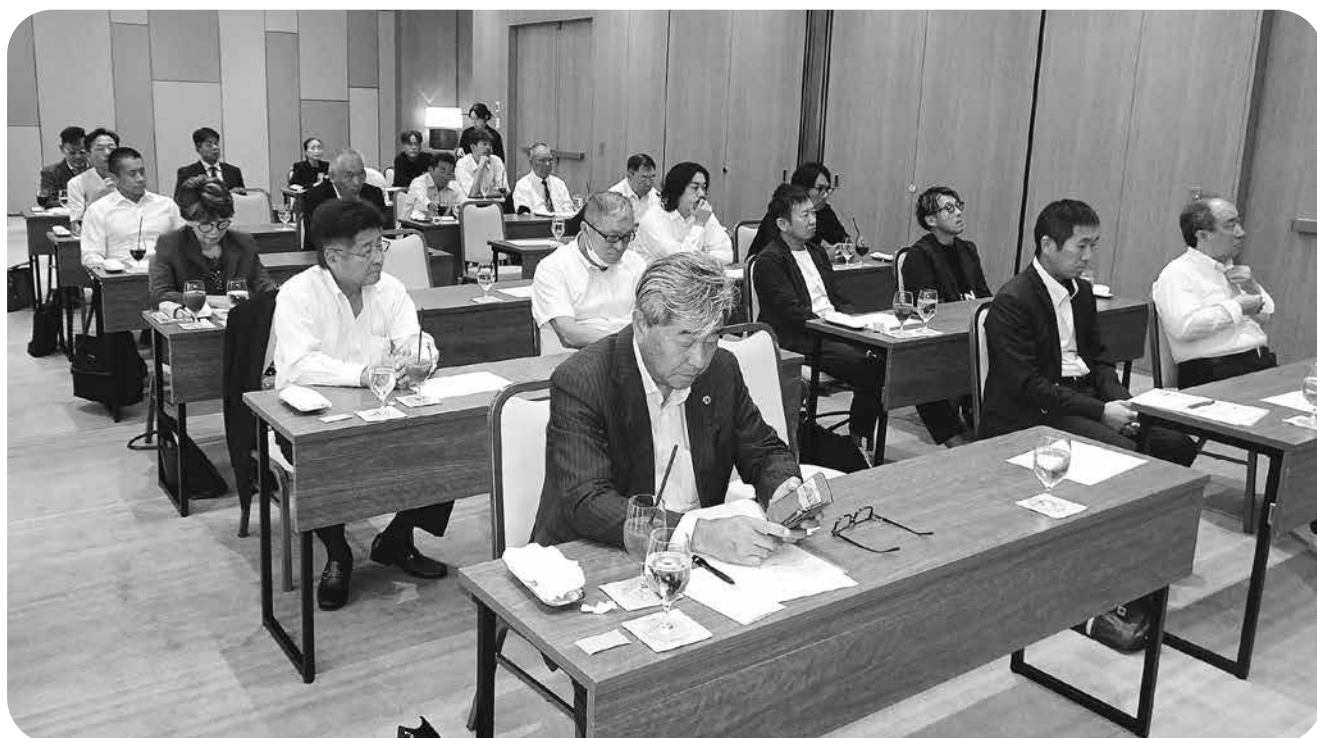
# 奈良県トラック協会 奈良支部会

## ～労働災害防止対策の徹底について～

日時：令和8年7月25日(土) 午後5時45分

場所：JWマリオット・ホテル奈良

奈良県トラック協会 奈良支部会(塚本哲夫支部長)が開催されました。支部会において塚本支部長から、「本年6月末までに2件の死亡災害が荷役作業中に発生し、また、休業4日以上之死傷災害についても増加傾向になっています。荷役作業の安全対策ガイドラインを活用し、荷役作業における安全対策の徹底とその重要性について周知を図っていただきたい。」と話がありました。



▲支部会



▲役員会

## 近畿交通共済からのお知らせ

その心がけが、未来を拓く。

令和  
8年度無事故  
コンクール

令和8年 8/1(土)・12/31(木)

参加要項 ● 同封しております参加申込書をFAXにて令和8年8月31日(月)までに当組合へご送信願います。

報奨基準 ● 令和8年8月1日(土)から12月31日(木)までの5ヵ月間、  
無事故(近畿共済に事故受付がない)であること。尚、無事故を達成された組合員様には記念品を贈呈します。

地域表彰 ● 「無事故コンクール」において、期間内の対人・対物共済の事故率が共済平均以下で、その合計上位8地域を表彰します。

達成された  
組合員様に  
記念品を  
贈呈!

近畿交通共済協同組合

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2 TEL.06-6965-2826 FAX.06-6965-2842

近畿交通共済協同組合 検索  
<https://www.kinkyo.or.jp>

自動車共済・自賠責共済はぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

お問い合わせ・ご連絡は 当組合奈良事務所 0742-90-0510

## 飲酒運転の根絶を目指して

## 飲酒運転防止対策の基本

## 管理体制の強化と指導・啓発活動の推進

## 管理体制の強化

## 厳正な点呼の実施

- 出庫時・帰庫時は対面点呼を確実に実施する
- 酒気帯びの有無について、ドライバーからの申し出を徹底する
- アルコール検知器による測定を徹底する
- アルコール検知器の使用の有無や酒気帯びの有無を点呼簿に記録する
- 点呼内容（顔色、臭い、応答等目視確認）を充実・強化する
- 点呼の執行体制を強化する

## 飲酒状況等の実態把握

- 管理者による個別面談やドライバーからの申し出、健康診断結果等により、ドライバーの飲酒実態を把握する
- ドライバー本人の了解に基づく年1回の運転記録証明書の取得により、飲酒運転歴を把握する

## 社内処分の強化

- 酒気帯びが確認されたドライバーに対しては乗務禁止を命じる
- 帰庫時に酒気帯びが確認された場合は、厳正な処分を行う
- 飲酒運転に対する社内の懲戒規定の制定や見直しを行い、処分を強化する

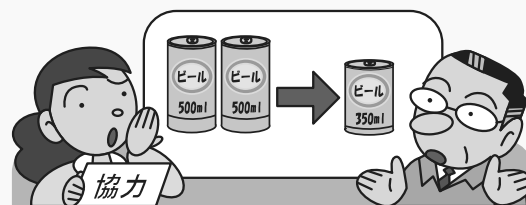
## 指導・啓発活動の推進

## 従業員への指導・啓発

- 飲酒運転防止教育を積極的に推進する
  - ・ 飲酒が運転に及ぼす影響
  - ・ 飲酒運転に対する罰則・処分
- 勤務時間前の飲酒の禁止等遵守事項を徹底する
- 酒気を帯びた状態にあるときの申し出を徹底させる
- 労働組合、従業員との協力体制を強化する
- 署名活動を推進する

## 家庭への啓発広報

- アルコール依存症等を防止するため、飲酒習慣の改善や節酒等に対する協力を手紙等により家族に要請する



## 飲酒運転防止対策等専門機関の活用

- A S K（アルコール薬物問題全国市民協会）が実施する飲酒運転防止のためのプログラムを活用し、職場内に飲酒運転防止意識を浸透させる

## 軽油価格調査集計表(2026年5月)

令和8年6月25日現在  
(公社)全日本トラック協会

2026年5月

単純集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

|  | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|--|--------|--------|--------|
|  | 133.47 | 123.30 | 128.12 |

2026年5月

元売別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

| 元売名     | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|---------|--------|--------|--------|
| ENEOS   | 128.71 | 121.76 | 127.32 |
| 出光昭和シェル | 141.23 | 127.51 | 127.25 |
|         |        |        |        |
|         |        |        |        |
|         |        |        |        |
|         |        |        |        |
|         |        |        |        |
| キグナス    |        |        |        |
|         |        |        |        |
| コスモ     | 140.17 | 124.64 | 126.00 |
| その他     | 134.68 | 120.32 | 129.28 |

2026年5月

月間購入量別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

| 月間購入量          | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|----------------|--------|--------|--------|
| 30キロリットル未満     | 136.50 | 123.79 | 128.70 |
| 30～50キロリットル未満  | 128.04 | 122.85 | 123.75 |
| 50～100キロリットル未満 | 124.03 | 121.98 |        |
| 100キロリットル以上    | 124.05 | 118.70 |        |

2026年5月

支払期限別集計表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

| 支払期限     | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|----------|--------|--------|--------|
| 30日未満    | 126.00 | 127.37 | 123.50 |
| 30～60日未満 | 132.94 | 121.71 | 128.73 |
| 60日以上    | 162.40 | 129.93 |        |

軽油価格推移表

地区：近畿／県（沖縄除）：全県

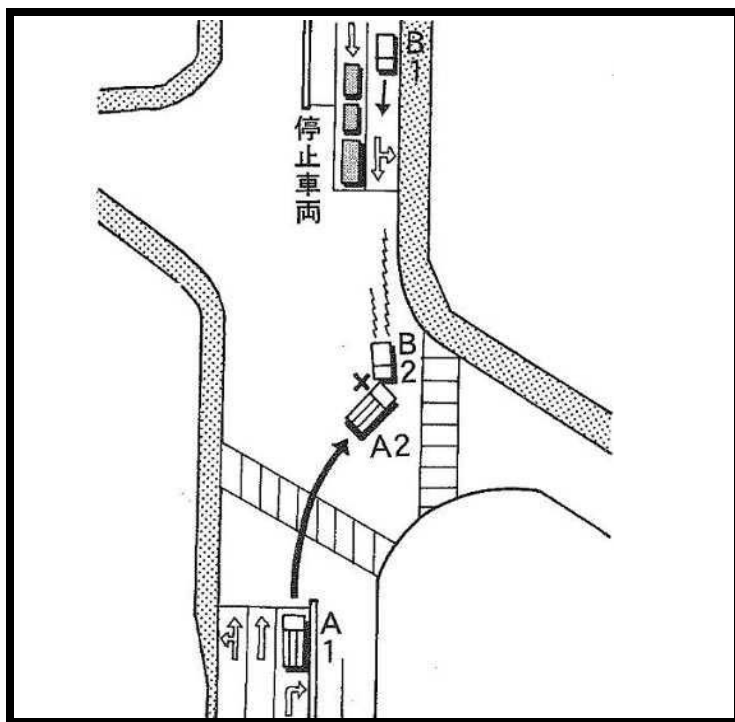
|         | スタンド平均 | ローリー平均 | カード平均  |
|---------|--------|--------|--------|
| 2026年1月 | 116.68 | 102.22 | 111.15 |
| 2026年2月 | 120.55 | 104.61 | 113.74 |
| 2026年3月 | 130.52 | 132.06 | 129.99 |
| 2026年4月 | 129.64 | 129.43 | 132.00 |
| 2026年5月 | 133.47 | 123.30 | 128.12 |

※消費税抜きの価格となります。

## 事業用自動車事故事例 No.132

(一般貨物) 大型貨物車と軽トラックの交差点で出会い頭事故

## ■ 事故の概況



事故類型：出会い頭  
発生日時：  
当事者A：政令大型貨物車  
40歳代 男性  
当事者B：軽トラック  
30歳代 男性

## ■ 事故の概要

Aは、比較的交通量の少ない片側2車線道路の交差点の右折専用車線で右折のため対向車の通過待ちをしていたところ、対向第2車線のダンプカーが停止して道を譲ってくれたので右折を開始しました。交差点内で、対向第1車線を直進してくるB車を発見し、危険を感じて停止しようとしたのですが間に合わず、自車左前面をB車右前面に衝突させました。

一方Bは、対向車線を時速約60kmで直進していました。交差点にダンプカーなど3台の車両が停止しているのを発見しましたが、信号は青なのでそのまま通過できると判断しました。等速のまま進行したところ、交差点直前で右折してくるA車を発見し急ブレーキをかけたのですが、間に合わず衝突してしまいました。

## ■ 事故から学ぶ

この事例は、いわゆる「サンキュー事故」と呼ばれるもので、停止してくれた車両の陰から出てきた他車に衝突してしまいます。道を譲ってくれる車両があると、相手に悪いという気持ちからつい急いでしまい、安全を十分確認しないまま進行しがちです。また、停止してくれた車両が障害になって見通しが悪くなり、停止した車両の陰から進行してくる他車の発見が遅れることもあります。このような場合には、あわてずに対向車線を確認できる位置までゆっくり進行し、自分の目で安全を確認してから発進すべきです。

道を譲った方も、そのために事故が発生したとあってはやりきれません。道を譲る場合、自車の後方や側方を進行してくる車両の状況と安全を確認することも必要です。

## K I T 事業の案内

全国の7000社  
と繋がる!  
新規顧客開拓に!

荷物と輸送のマッチングシステム

**WebKIT2**のご案内

# WebKIT2プラス5つの特長

## 輸送効率があがる

ドライバー不足などの影響で課題がたくさんある昨今、事業者同士が相互に手を結び、経営資源を共有・補完しあうことが必要です。仕事や車両を融通し合うことで輸送効率の向上を図ります。

## 安心のネットワーク取引

WebKITには優良な事業者が多く参加している上、万一の場合でも、協同組合同士で責任を負う仕組みができていますので、この点でも安心してご利用いただけます。

## 事故に備えた補償制度

WebKITでは、荷物の破損事故に備えた「KIT荷物保険」と、組合員の倒産等に備えた「KIT運送代金補償」への加入を義務付けているため、安心かつ安全な取引環境を確保しています。

## 需給動向の把握

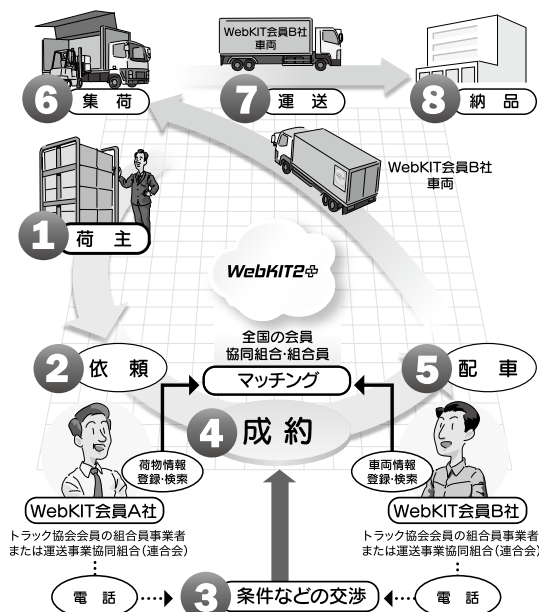
WebKITでは、全国の荷物や車両その時々需給動向をリアルタイムに確認できますので、その時々需要動向をいち早く把握することができます。最適な配車管理や運賃動向の把握に役立ちます。

## 高い利便性と機能

全国の会員が登録する情報は、荷物の積み地・卸し地や車両の空車地・行先地が都市区分単位で検索・表示されるので、情報を利用して正確に共有することができます。

## WebKIT2プラスご利用の流れ

インターネットを利用して、荷物を依頼する側と車両を活用したい運送側が、それぞれ情報登録や検索を行います。うまくマッチしそうな情報を見つけたら、まず相手先に電話で連絡します。さらに、詳細な条件を詰めた上で、成約に結びつけます。



## 奈良県キット事業協同組合加入金額

|                             |              |
|-----------------------------|--------------|
| 組合出資金                       | 50,000円      |
| ※出資金は退会時に全額返金               |              |
| <b>キャンペーン中! 先着30社限定!</b>    |              |
| <b>今なら月会費と1ID利用料が3ヵ月無料!</b> |              |
| 組合月会費                       | -2,000円      |
| WebKIT2+利用料                 | 1IDにつき2,000円 |

## WebKIT2プラス紹介動画

WebKIT2プラスの詳しい利用方法や利用者様のご意見、喜びの声、成功事例などをご覧ください。



右のQRコードから  
動画をご覧ください。



## 組合入会でのさらなるメリット

組合価格で軽油と尿素をご購入いただけます。

| ■ 軽油販売        | ■ 尿素販売 (令和8年7月現在)      |
|---------------|------------------------|
| エネクスフリート (株)  | 日本炭灰 (株) 94円/L         |
| (株) ENEOSウイング | 三井物産プラスチック (株) 85.5円/L |
|               | ※消費税別 ※支払サイト50日        |

奈良県キット事業協同組合ホームページ <https://nara-kit.com/>

奈良県キット事業協同組合加入  
WebKIT2+のご利用  
についてのお問い合わせは

奈良県貨物運送事業協同組合連合会  
奈良県キット事業協同組合

〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町 170 番地 15  
TEL 0743-58-6080



ホームページQRコード

# 奈良県警察本部からのお知らせ



## 奈良県警察本部から



### 1 県内の交通事故発生状況

7月15日現在



| 区 分    | 令和8年     | 前年同期     | 増減数  | 備 考          |
|--------|----------|----------|------|--------------|
| 総件数    | 21,470 件 | 21,376 件 | 94 件 | 1日あたり約 110 件 |
| 人身事故件数 | 1,420 件  | 1,369 件  | 51 件 | 1日あたり約 7 件   |
| 死者数    | 13 人     | 14 人     | -1 人 | 約15日に 1 人    |
| 負傷者数   | 1,692 人  | 1,651 人  | 41 人 | 1日あたり約 9 人   |
| 物件事故件数 | 20,050 件 | 20,007 件 | 43 件 | 1日あたり約 102 件 |

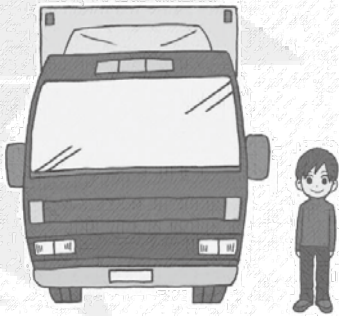
※令和8年の件数、死傷者数は概数です。

### 2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

7月15日現在

| 区 分    | 令和8年    | 前年同期    | 増減数  |
|--------|---------|---------|------|
| 総件数    | 1,153 件 | 1,129 件 | 24 件 |
| 人身事故件数 | 72 件    | 62 件    | 10 件 |
| 死者数    | 1 人     | 3 人     | -2 人 |
| 負傷者数   | 87 人    | 74 人    | 13 人 |
| 物件事故件数 | 1,081 件 | 1,067 件 | 14 件 |

※令和8年の件数、死傷者数は概数です。



### 3 最近の道路交通法等の改正について

#### ○生活道路における法定速度の引き下げ

令和8年9月1日から、生活道路における法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられます。

対象となる生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などが無い道路のことです。

標識により最高速度が指定されている道路は、指定速度が優先されます。

#### ○酒酔い運転の数値基準

令和8年7月21日から酒酔い運転の要件が「身体に血液1ミリリットルにつき1.0ミリグラム以上又は呼気1リットルにつき0.5ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」となり、新たに数値基準が設定されました。

# トラックの構造上の特性

## 2 車長と運転

### 2 リヤ・オーバーハングが大きい

#### ◆右左折時に接触の危険がある

トラックはリヤ・オーバーハングが大きいという特徴があります。そのため右左折時に後続車や対向車と接触することがあります（図26、27）。

右左折時はハンドルを徐々に切るとともに、右折の場合は左側のミラー、左折の場合は右側のミラーにも目を配りましょう。

図26 右折時のリヤ・オーバーハングによる事故

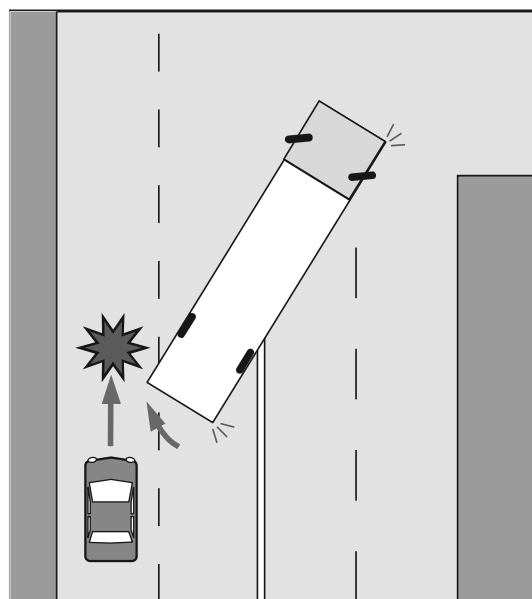
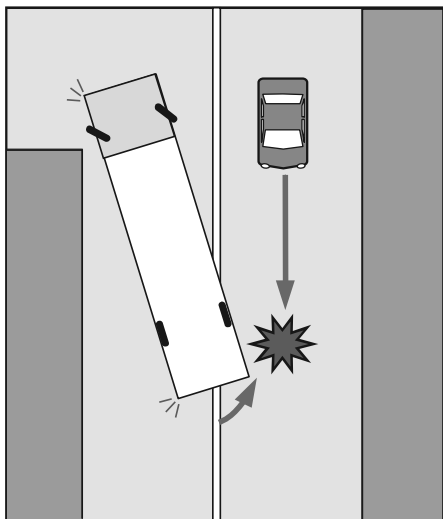
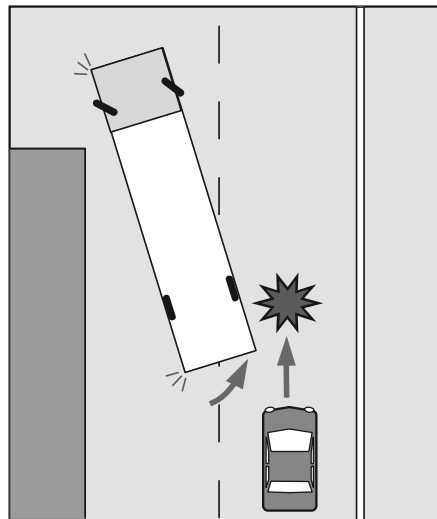


図27 左折時のリヤ・オーバーハングによる事故

片側1車線の場合は、対向車と接触する危険がある。



片側2車線の場合は、後続車と接触する危険がある。



## お盆の休日のご連絡について

暑中お見舞い申し上げます。  
 平素は協会業務にご理解とご協力を頂き、  
 ありがとうございます。  
 事務局もお盆休みを頂きますので、  
 お知らせいたします。  
 盆休日は下記のとおりです。  
 あらかじめご了承くださいよう  
 ご連絡申し上げます。

盆休日 ～事務局～  
 令和8年8月11日(火)～16日(日)まで



### 《緊急連絡先》

緊急連絡先をご案内申し上げます。

|          |               |            |    |
|----------|---------------|------------|----|
| 8月11日(火) | 090-7342-7715 | 【協会携帯No.1】 | 山村 |
| 8月12日(水) | 090-8758-6975 | 【協会携帯No.4】 | 岸本 |
| 8月13日(木) | 090-7340-7061 | 【協会携帯No.5】 | 森  |
| 8月14日(金) | 080-8941-9227 | 【協会携帯No.7】 | 大西 |
| 8月15日(土) | 080-8941-9228 | 【協会携帯No.8】 | 井口 |
| 8月16日(日) | 090-7340-7061 | 【協会携帯No.5】 | 森  |



奈良・針トラックステーション  
 お盆の休日  
 令和8年8月11日(火)～16日(日)まで

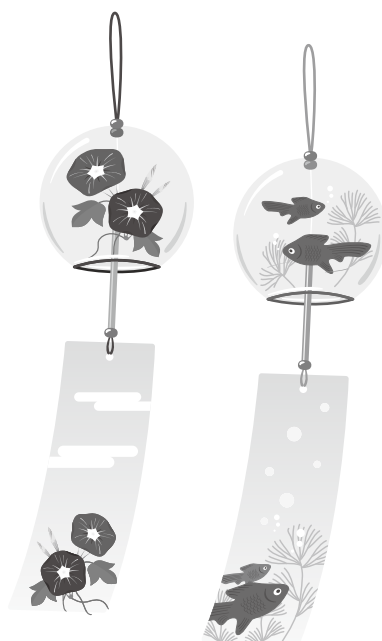
## トラック協会・陸災防奈良県支部

## 8月の行事(予定)表

| 日  | 曜 | 時 間    | 行 事                         | 場 所          |
|----|---|--------|-----------------------------|--------------|
| 3  | 月 | 11:00～ | 第1回広報委員会                    | 奈良県トラック会館    |
| 6  | 木 | 13:30～ | トラックドライバー競技会                | 奈良県トラック会館    |
| 17 | 月 | 13:30～ | 指導・監督者育成講習会                 | 奈良県トラック会館    |
| 25 | 火 | 10:00～ | 令和8年度自動車整備士等近畿運輸局奈良運輸支局長表彰式 | 奈良運輸支局 2階会議室 |
| 27 | 木 | 13:30～ | 働き方改革セミナー                   | 奈良県トラック会館    |
| 29 | 土 | 9:50～  | NASVA出前講習を活用した運行管理者等一般講習    | よしの保険 会議室    |

## 9月の行事(予定)表

| 日  | 曜 | 時 間    | 行 事               | 場 所        |
|----|---|--------|-------------------|------------|
| 3  | 木 | 9:00～  | 価格転嫁に向けた運賃交渉相談会   | 奈良県トラック会館  |
| 7  | 月 | 10:30～ | 第2回交通安全・労災防止対策委員会 | 奈良県トラック会館  |
| 8  | 火 | 10:30～ | 第1回適正化実施対策委員会     | 奈良県トラック会館  |
| 15 | 火 | 13:30～ | 過労死等防止対策セミナー      | 奈良県トラック会館  |
| 21 | 月 |        | トラックの日PR活動        | 近鉄奈良駅前行基広場 |
| 26 | 土 | 13:30～ | 奈良県フォークリフト運転競技大会  | 奈良県トラック会館  |



適正化事業・巡回指導報告書(令和8年6月)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

| 令和8年6月実施状況    |      | 令和8年度月別実施件数                            |     |     |    |     |      | 実施件数合計 |       |
|---------------|------|----------------------------------------|-----|-----|----|-----|------|--------|-------|
| 計画件数          | 実施件数 | 実施月                                    | 件数  | 実施月 | 件数 | 実施月 | 件数   |        |       |
| 24件           | 20件  | 4月                                     | 18件 | 8月  | 件  | 12月 | 件    | 56件    |       |
|               |      | 5月                                     | 18件 | 9月  | 件  | 1月  | 件    |        |       |
|               |      | 6月                                     | 20件 | 10月 | 件  | 2月  | 件    |        |       |
|               |      | 7月                                     | 件   | 11月 | 件  | 3月  | 件    |        |       |
| 令和8年6月実施結果    |      |                                        |     |     |    |     |      |        |       |
| 調査事項          |      |                                        |     |     |    |     | 調査件数 | 指導件数   | 指導率   |
| Ⅰ. 事業計画等      |      | 1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。           |     |     |    |     | 20   | 0      | 0.0%  |
|               |      | 2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。        |     |     |    |     | 20   | 0      | 0.0%  |
|               |      | 3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。               |     |     |    |     | 20   | 4      | 20.0% |
|               |      | 4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。            |     |     |    |     | 20   | 0      | 0.0%  |
|               |      | 5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。              |     |     |    |     | 20   | 0      | 0.0%  |
|               |      | 6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等) |     |     |    |     | 13   | 0      | 0.0%  |
|               |      | 7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。    |     |     |    |     | 20   | 0      | 0.0%  |
|               |      | 8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。                   |     |     |    |     | 20   | 1      | 5.0%  |
| Ⅱ. 帳簿類の整備、報告等 |      | 1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。              |     |     |    |     | 2    | 0      | 0.0%  |
|               |      | 2. 自動車事故報告書を提出しているか。                   |     |     |    |     | 0    | 0      | 0.0%  |
|               |      | 3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。     |     |     |    |     | 20   | 0      | 0.0%  |
|               |      | 4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。             |     |     |    |     | 20   | 0      | 0.0%  |
|               |      | 5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)    |     |     |    |     | 12   | 7      | 58.3% |
| Ⅲ. 運行管理等      |      | 1. 運行管理規程が定められているか。                    |     |     |    |     | 20   | 0      | 0.0%  |
|               | ○    | 2. 運行管理者が選任され、届出されているか。                |     |     |    |     | 6    | 0      | 0.0%  |
|               |      | 3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。               |     |     |    |     | 6    | 1      | 16.7% |
|               |      | 4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。          |     |     |    |     | 20   | 0      | 0.0%  |
|               | ○    | 5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。               |     |     |    |     | 20   | 2      | 10.0% |
|               |      | 6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆                 |     |     |    |     | 6    | 0      | 0.0%  |
|               | ○    | 7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。                 |     |     |    |     | 20   | 3      | 15.0% |
|               |      | 8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。             |     |     |    |     | 20   | 0      | 0.0%  |
|               |      | 9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆          |     |     |    |     | 5    | 0      | 0.0%  |
|               |      | 10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。             |     |     |    |     | 3    | 0      | 0.0%  |
|               | ○    | 11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。     |     |     |    |     | 20   | 8      | 40.0% |
|               | ○    | 12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。            |     |     |    |     | 5    | 3      | 60.0% |
|               | ○    | 13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。           |     |     |    |     | 5    | 2      | 40.0% |
| Ⅳ. 車両管理等      |      | 1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。          |     |     |    |     | 6    | 0      | 0.0%  |
|               | ○    | 2. 整備管理者が選任され、届出されているか。                |     |     |    |     | 6    | 0      | 0.0%  |
|               |      | 3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。               |     |     |    |     | 5    | 1      | 20.0% |
|               |      | 4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。      |     |     |    |     | 20   | 2      | 10.0% |
|               | ○    | 5. 定期点検及びその保存がされているか。                  |     |     |    |     | 20   | 7      | 35.0% |
| Ⅴ. 労基法等       |      | 1. 就業規則が制定され、届出されているか。                 |     |     |    |     | 3    | 0      | 0.0%  |
|               |      | 2. 36協定が締結され、届出されているか。                 |     |     |    |     | 15   | 6      | 40.0% |
|               |      | 3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)      |     |     |    |     | 18   | 0      | 0.0%  |
|               | ○    | 4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。      |     |     |    |     | 20   | 5      | 25.0% |
| Ⅵ. 法定福利       |      | 1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。                  |     |     |    |     | 18   | 2      | 11.1% |
|               |      | 2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。                |     |     |    |     | 18   | 0      | 0.0%  |
| Ⅶ. 運輸安全マネジメント |      | 1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。                  |     |     |    |     | 20   | 2      | 10.0% |
| 指導件数合計        |      |                                        |     |     |    |     | 532  | 56     | 11.0% |

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

|       | A  | B  | C  | D | E  | その他 | 合計  |
|-------|----|----|----|---|----|-----|-----|
| 通常    | 4件 | 5件 | 8件 | 件 | 1件 | 件   | 18件 |
| 新規参入  | 件  | 件  | 件  | 件 | 件  | 件   | 件   |
| 新規(他) | 1件 | 1件 | 件  | 件 | 件  | 件   | 2件  |
| 特別(労) | 件  | 件  | 件  | 件 | 件  | 件   | 件   |
| 特別(他) | 件  | 件  | 件  | 件 | 件  | 件   | 件   |
| 総合    | 5件 | 6件 | 8件 | 件 | 1件 | 件   | 20件 |

# 令和8年度 近代化基金融資推薦申込み公募要綱

会 員 各 位

(公社)奈良県トラック協会  
会長 塚本 哲夫  
(公印省略)

## 令和8年度(上期)近代化基金融資推薦申込みの公募について

車両等購入や物流施設の整備等が融資推薦の対象となります。

### 1. 奈良県近代化基金融資推薦申込み公募要綱(奈ト協)

|       |                              |      |
|-------|------------------------------|------|
| 融資限度  | 1会員3千万円                      |      |
| 公募期間  | 令和8年6月10日(水)から令和8年9月30日(水)まで |      |
| 融資利率  | 融資日の長期プライムレート                |      |
| 利子補給率 | 一般融資                         | 1.0% |
|       | 環境対応車・省エネ関連機器導入              | 1.0% |
|       | ポスト新長期等規制適合車導入               | 1.0% |

### 2. 中央近代化基金「燃料費対策特別融資」推薦申込み公募要綱(全ト協) (注)奈良県近代化基金融資推薦の限度額とは別枠です。

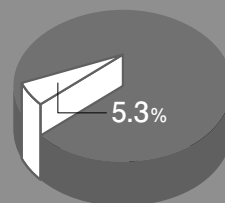
|        |                                                           |  |
|--------|-----------------------------------------------------------|--|
| 融資限度   | 1会員2千万円                                                   |  |
| 公募期間   | 令和8年7月1日(水)から令和8年9月30日(水)まで<br>(但し、公募枠の40億円に達し次第申込受付締切)   |  |
| 融資利率   | 融資日の長期プライムレート                                             |  |
| 融資推薦対象 | ポスト新長期規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車で、平成27年度燃費基準を達成した車両の導入に必要な設備資金 |  |
|        | 自家用燃料供給施設整備に必要な設備資金                                       |  |
| 利子補給率  | 1.0%                                                      |  |

### 3. 中央近代化基金「補完融資」推薦申込み公募要綱(全ト協)

|        |                                                                                        |  |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 融資限度   | 事業規模が1億円以上の大規模プロジェクトで、令和8年度以降の投資額の30%以内で未払い金額の範囲内。但し、上限金額は5億円とし、投資額の30%が5千万円未満の場合は5千万円 |  |
| 公募期間   | 令和8年6月10日(水)から令和8年11月27日(金)まで<br>(但し、公募枠の30億円に達し次第申込受付締切)                              |  |
| 融資利率   | 融資日の長期プライムレート                                                                          |  |
| 融資推薦対象 | トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金                                                        |  |
|        | 人材確保及び生産性向上のための設備資金(車両購入及び改造は除く)                                                       |  |
| 利子補給率  | 1.0% (但し、令和8年9月まで)                                                                     |  |

(本件担当 山村)

## 重大な労働災害を防ぐためには

5 | トラック後退時  
における  
死亡災害

トラック後退時での労働災害の多くが、トラックの後方にいた被災者が  
トラックの後退に気付かなかったために発生していました。

気付かなかった理由としては、近隣からの苦情により後退警告音（ブザー）の音量を下げている、  
本来は後退禁止だった、バックモニターを使用していなかった——等が挙げられます。

**事例 1** | **トラックの後退誘導時に  
トラックと電柱に挟まれる（死亡災害）**

被災者（運転手助手）は、路地で引越トラックの後退誘導を行っていたところ、トラックと電柱の間に挟まれました。当該トラックにはバックモニターが装備されていましたが、被災者が目視できなかったにもかかわらず、運転手は事故発生当時バックモニターを使用していませんでした。

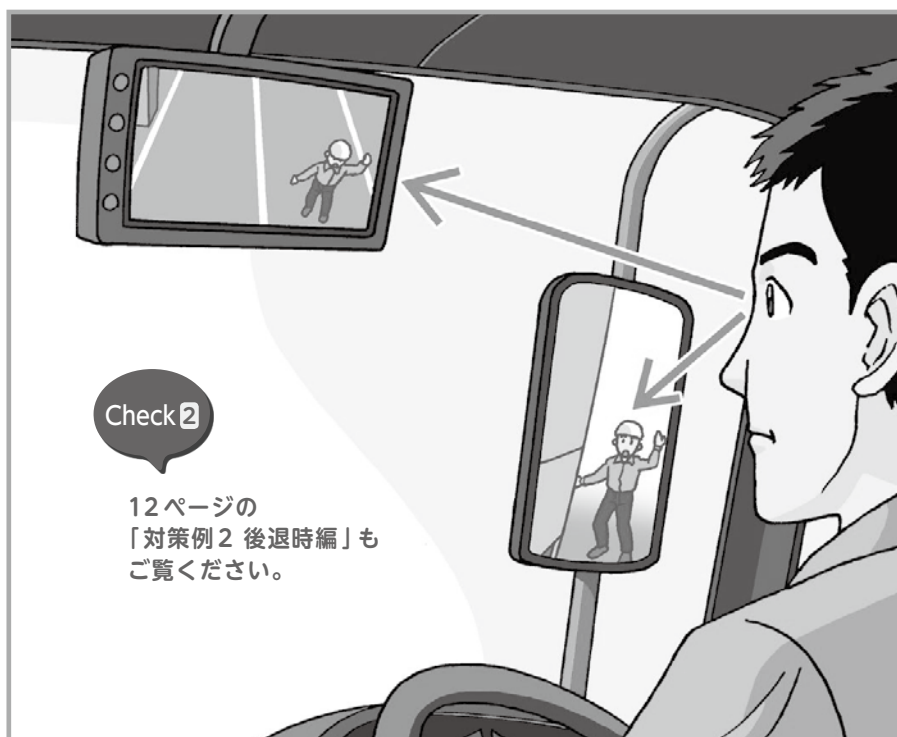
**事例 2** | **トラックの荷役作業指示中に  
後退してきた別のトラックに接触（死亡災害）**

被災者はトラックAの運転手に対して荷役作業の指示を行っていました。そこに別のトラックBが給油のために、本来は禁止されている後退で移動してきました。トラックBの運転手は被災者に気付かずに後退を続けたために、被災者はトラックBと接触しました。なお、事故が発生したのは夕方、薄暗い状態でした。

## ▶ 労働災害を防ぐためのポイント!

### 対策

後退誘導のルールを定めるとともに、トラックを後退させるのは後方の状況確認ができる場合のみに限定しましょう



### ひとこと アドバイス

トラック後退時の事故の多くが、後方の確認が不十分だったために発生しています。様々な安全対策を行い、後方の確認を十分行った上で後退させるようにしましょう。

### その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ トラック後退時には、周辺への第三者の立ち入り制限を定め、遵守させましょう
- ▶ 後退誘導担当者を配置しましょう。また、運転手は誘導担当者が目視できる状態で後退を行い、声や笛などの音声のみで後退の可否を判断しないようにしましょう
- ▶ トラック同士が接触するおそれのある場合は、複数台のトラック誘導を行わないようにしましょう
- ▶ 原則として、後退警告音の音量は下げないようにしましょう。やむを得ず下げる場合は、バックモニター等その他の安全対策を併用しましょう



## 陸災防からのお知らせ

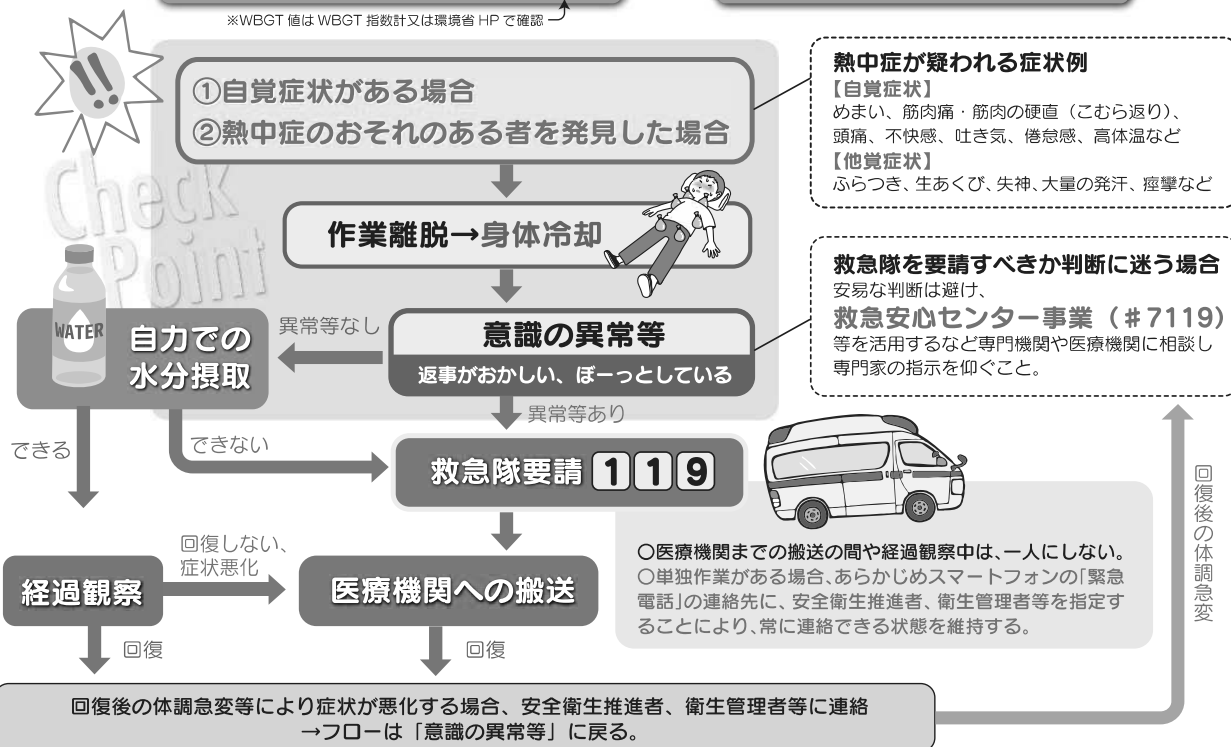
STOP  
熱中症熱中症対策は  
事業者の義務です!熱中症は正しく対応すれば重篤化を防げます。  
熱中症について正しい知識を身につけ、適切に  
対処しましょう。

## 陸運業における熱中症のおそれのある者に対する処置（フロー）

対象となる作業

WBGT(暑さ指数)28度以上  
または、気温31度以上の環境下

※WBGT 値は WBGT 指数計又は環境省 HP で確認

連続1時間以上または、1日4時間  
を超えて実施が見込まれる作業

※このフローは、厚生労働省作成「職場における熱中症対策の強化について」リーフレットを参考にして作成したものです。

作業場に掲示し、迅速かつ適切に対処できるようにしましょう。

安全担当者等の緊急連絡先



陸上貨物運送事業労働災害防止協会

公益社団法人  
全日本トラック協会

# 奈良労働局からのお知らせ



奈労発基 0724 第1号  
令和8年7月24日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
奈良県支部長 殿

奈良労働局長



## 道路貨物運送業における労働災害防止対策の徹底について（要請）

平素から労働行政に格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、道路貨物運送業における労働災害防止について、日頃から積極的に御尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、奈良県内の道路貨物運送業においては、本年6月末までに既に2件の死亡災害が発生しており、令和4年以降、死亡災害が発生していなかった状況から一転して極めて憂慮すべき状況となっています。さらに、休業4日以上死傷災害についても、6月末現在で前年同期比14%増の49名となっており、労働災害の増加傾向が認められます。

本年発生した2件の死亡災害は、別紙のとおり、いずれも荷役作業中に発生しており、また、本年発生した労働災害を事故の型別に見ると、「墜落・転落」が最も多く33%を占め、次いで「転倒」が16%を占めています。これらの災害の多くは荷役作業時に発生するものであることを踏まえると、道路貨物運送業における労働災害防止のためには、荷役作業時における安全対策の徹底が重要となります。

こうした状況を踏まえ、奈良労働局では、同種災害の防止及び労働災害の増加傾向に歯止めをかけるため、別添リーフレットを作成し、特に下記事項に留意した荷役作業における安全対策の徹底を図るよう、管内道路貨物運送事業者に対して、さらなる周知徹底を図ることといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、別添リーフレットを会員事業場に配布するなどにより、荷役作業における安全対策の徹底を改めて呼び掛けていただくとともに、その重要性について今一度周知を図っていただきますよう要請いたします。

なお、別添リーフレットには、荷役作業の安全対策ガイドライン等の関係資料にアクセスできる二次元コードを掲載しておりますので、その活用についても併せて周知のほどよろしくお願いいたします。

## 記

## 1 荷役作業におけるリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく措置の徹底

荷役作業に伴う危険性又は有害性を把握するため、リスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、墜落・転落災害、転倒災害、荷の落下災害等の防止のために必要な措置を講じること。

## 2 荷役作業における作業手順の整備及び作業指揮の徹底

荷役作業について安全な作業手順を定め、関係労働者に周知するとともに、その遵守を徹底すること。

特に、1個又は1単位（荷の入った1つのロールボックスパレット等）の荷でその重量が100kg以上のものの積卸し作業を行う場合は、労働安全衛生規則第151条の70に基づき作業を指揮する者を定め、作業手順及び作業方法の決定、作業の直接指揮、器具・工具の点検、関係労働者以外の立入禁止等を確実に実施すること。

## 3 墜落・転落災害防止対策の徹底

荷台、荷の上又は高所で作業を行う場合には、昇降設備の使用、三点支持の励行、保護帽の着用及び墜落制止用器具の適切な使用等により墜落・転落災害防止対策を徹底すること。

また、荷締め、シート掛け、シート外し等の作業については、できる限り地上で実施すること。

## 4 荷の落下・荷崩れ災害防止対策の徹底

ロープ解き、シート外し、あおり開放等の作業を行う際は、荷台上の荷の落下の危険がないことを十分確認した上で作業を開始すること。

また、運搬中の荷崩れ防止措置を確実に講じるとともに、荷役作業開始前に荷の状態を確認し、安全な作業方法により作業を実施すること。

## 5 荷役作業従事者に対する安全衛生教育及び保護具着用の徹底

荷役作業に従事する労働者に対し、荷役作業に関する安全衛生教育を実施するとともに、災害事例等を活用した危険予知活動を推進すること。

また、作業内容に応じて保護帽、安全靴その他必要な保護具を着用させ、その使用を徹底すること。

## 令和8年発生の死亡災害事例

(令和8年6月末日現在把握状況)

| 番号 | 署別 | 発生月 | 業種    | 災害発生概要                                                     | 起因物<br>事故の型    |
|----|----|-----|-------|------------------------------------------------------------|----------------|
| 1  | 桜井 | 2月  | 運輸交通業 | トラック荷台に積まれたロールボックスパレットを積み下ろしていたところ、ロールボックスパレットが転落し下敷きとなった。 | 人力運搬機<br>飛来・落下 |
| 2  | 奈良 | 4月  | 運輸交通業 | トラック荷台上で積荷の状態を確認していたところ、積荷が倒れ、積荷の下敷きとなった。                  | 荷姿のもの<br>崩壊・倒壊 |

# 荷役災害 多発!!



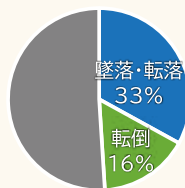
奈良県内の道路貨物運送業の労働災害発生状況  
(令和8年6月末現在)

死亡災害  
**2人**  
発生  
(いずれも荷役作業中)

休業4日以上之死傷災害  
**49人**  
(前年同期比14%増)

事故の型別(令和8年6月末現在)

本年発生した労働災害のうち



「墜落・転落」が最も多く33%、  
次いで「転倒」が16%を占めています。

荷役作業時の安全対策を  
再点検しましょう!

本年6月までに、奈良県内の道路貨物運送業において、  
**荷役作業中**における**死亡労働災害**及び  
**休業4日以上**の**労働災害**がともに**多発**しています。

人は、幸福な生活を実現するために働いているのであり、  
**働くことで生命が脅かされることは  
決してあってはなりません。**



荷役作業では、慣れや作業手順の省略から災害が発生します。  
あなたと大切な仲間の命を守るため、今すぐ再点検を!

厚生労働省

奈良労働局

# 荷役作業 5つの重点対策

## 1 リスクアセスメントの実施と措置の徹底

□ 荷役作業の危険性又は有害性を把握しましょう。

□ リスクアセスメントの結果に基づき、災害防止措置を講じましょう。



危険の見える化が第一歩です！

## 2 作業手順の整備と作業指揮の徹底

□ 安全な作業手順を定め、周知・遵守を徹底しましょう。

特に、1個又は1単位(荷の入った1つのロールボックス/パレット)の荷でその重量が100kg以上の積卸し作業では、労働安全衛生規則第151条の70に基づき、作業を指揮する者を定め、以下の事項を確実に実施しましょう。

- ① 作業手順及び作業方法の決定
- ② 作業の直接指揮
- ③ 器具・工具の点検
- ④ 関係労働者以外の立入禁止

作業指揮者の指示のもと、安全な手順で作業を！

## 3 墜落・転落災害防止対策の徹底

□ 荷台、荷の上・高所での作業では、昇降設備を使用しましょう。

□ 三点支持の励行と、保護帽の着用を徹底しましょう。

□ 墜落制止用器具を適切に使用しましょう。

□ 荷締め・シート掛け・シート外し等は、できる限り地上で実施しましょう。



「昇らない・乗らない・無理しない」が基本です！

## 4 荷の落下・荷崩れ災害防止対策の徹底

□ ロープ解き・シート外し・あおり開放等の作業では、荷台上の荷の落下の危険がないことを十分確認してから作業を開始しましょう。

□ 運搬中の荷崩れ防止措置を確実にいきましょう。

□ 作業開始前に荷の状態を確認し、安全な作業方法で実施しましょう。



荷崩れ・荷の落下は重大災害につながります！

## 5 安全衛生教育の実施と保護具着用の徹底

□ 荷役作業に関する安全衛生教育を定期的に実施しましょう。

□ 災害事例を活用した危険予知活動(KY活動)を推進しましょう。

□ 作業内容に応じて、保護帽・安全靴等の必要な保護具を着用させ、使用を徹底しましょう。



教育と意識づけで災害ゼロを目指しましょう！



「いつもどおり」の作業こそ、危険が潜んでいます。  
作業前に必ず危険を確認し、安全作業を徹底しましょう。



### 荷役作業の安全対策ガイドライン

荷役作業での労働災害を防止するために取り組むべき事項を具体的に示したものです。



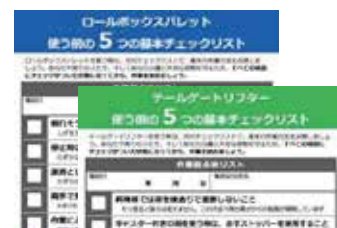
### 荷役5大災害防止対策チェックリスト

荷役作業における死亡災害の約8割を占める荷役5大災害を防止するためのチェックリストです。



### ロールボックスパレット・テールゲートリフター 使う前の5つの基本チェックリスト

ロールボックスパレットとテールゲートリフターの作業前点検リストです。



詳しい対策は  
こちらの資料を  
ご活用ください

スマートフォン等  
で二次元コードを  
読み取ってご覧  
ください。



奈良労働局・労働基準監督署

荷役作業の安全対策に関するお問い合わせは、最寄りの労働基準監督署へ

(R8, 7)

トラック奈良 2026年8月 第388号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6

TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212

編集発行人 塚本哲夫

編集委員長 奥田幸一

# 飲酒運転の根絶

14ページ 管理体制の強化と指導・啓発活動の推進

## 令和8年中の事業用トラックの飲酒事故

出典：メールマガジン「事業用自動車安全通信」（国土交通省）等

|   | 事故等の種類 | 車籍地 | 発生日時                  | 死傷状況 |    | 当時の状況                                                                                                                                                                                        |
|---|--------|-----|-----------------------|------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |        |     |                       | 死亡   | 負傷 |                                                                                                                                                                                              |
| 4 | 酒気帯び単独 | 奈良県 | 2月11日(水)<br>午後11時20分頃 |      |    | 2月11日(水)午後11時20分頃、奈良県葛城市の住宅地において、同県に営業所を置く <b>中型トラック</b> が走行中、居眠り運転により、道路脇に設置してある <b>鉄柱(補助ポール)</b> に接触し、鉄柱が根元から倒れた。この事故によるけが人はいなかった。かけつけた警察官が、中型トラックの運転者に対して飲酒検査を実施したところ、基準値を超えるアルコールが検出された。 |

